

佐 野 市	
地域指定年度	昭和 4 6 年度（旧佐野市）
	昭和 4 7 年度（旧田沼町）
	昭和 4 7 年度（旧葛生町）
計画策定年度	平成 1 7 年度
計画見直年度	平成 2 1 年度
計画見直年度	平成 2 6 年度
計画見直年度	令和 6 年度

佐野農業振興地域整備計画書

令和 7 年 3 月
栃 木 県 佐 野 市

目 次

第 1	農用地利用計画	- - - - -	1
1	土地利用区分の方向	- - - - -	1
(1)	土地利用の方向	- - - - -	1
ア	土地利用の構想	- - - - -	1
イ	農用地区域の設定方針	- - - - -	3
(2)	農業上の土地利用の方向	- - - - -	5
ア	農用地等利用の方針	- - - - -	5
イ	用途区分の構想	- - - - -	5
ウ	特別な用途区分の構想	- - - - -	7
2	目標とする農用地等の面積と確保に関する事項	- - - - -	7
3	農用地利用計画	- - - - -	8
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	- - - - -	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	- - - - -	9
2	農業生産基盤整備開発計画	- - - - -	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	10
4	他事業との関連	- - - - -	10
第 3	農用地等の保全計画	- - - - -	11
1	農用地等の保全の方向	- - - - -	11
2	農用地等保全整備計画	- - - - -	11
3	農用地等の保全のための活動	- - - - -	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	11
第 4	農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	- - - - -	12
1	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	- - - - -	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	- - - - -	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	- - - - -	15
2	農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	- - - - -	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	16
第 5	農業近代化施設の整備計画	- - - - -	17
1	農業近代化施設の整備の方向	- - - - -	17
2	農業近代化施設整備計画	- - - - -	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	19
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	- - - - -	20
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	- - - - -	20
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	- - - - -	20
3	農業を担うべき者のための支援の活動	- - - - -	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	21

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	- - - - -	-22
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	- - - - -	-22
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	- - - - -	-22
3	農業従事者就業促進施設	- - - - -	-22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	-22

第 8	生活環境施設の整備計画	- - - - -	-23
1	生活環境施設の整備の目標	- - - - -	-23
2	生活環境施設整備計画	- - - - -	-23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	- - - - -	-23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	- - - - -	-23

付図

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農業近代化施設整備計画図（付図 3 号）

別記 農用地利用計画

- (1)農用地区域
- (2)用途区分

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、栃木県南西部に位置し、東は栃木市、西は足利市、南は群馬県館林市及び板倉町、北は山岳地帯を経て鹿沼市、群馬県桐生市及びみどり市と接しており、面積は356.04 km²である。現在の佐野市は、平成17年2月28日に旧佐野市、旧田沼町、旧葛生町が合併したことにより誕生した。

気候は、夏に降水量の多い太平洋気候区に属し、比較的温暖であるが、内陸部のため気温の年較差・日較差が大きくなっている。また、北部の山間部では、南部及び西部と比べて標高差が約1,000mあるため、冬季には積雪があり、4月初旬においても残雪がみられることがある。

人口は116,228人(令和2年国勢調査)であり、平成2年をピークに減少を続けており、人口構成においても少子・高齢化の傾向が顕著となっている。県全体の産業(大分類)別就業者の割合は「製造業」が24.1%と最も高く、次いで「卸売業,小売業」が14.6%となっており、市町別の割合をみると、本市は「製造業」が28.7%(県内4位)、「卸売業,小売業」が15.6%(県内2位)と、高い割合を占めている。

本市は、主要幹線道路として、国道50号、国道293号を有し、東北自動車道・佐野藤岡インターチェンジ(以下、I C)、北関東自動車道・佐野田沼I C、東北自動車道・佐野サービスエリアスマートI C、出流原スマートI Cの4つのI Cを有している。これを活用し、佐野新都市バスターミナルから高速バス・路線バスが、市内外へ発着している。

また、鉄道については、J R両毛線が東西方面、東武鉄道佐野線が南北方面を結んでおり、本市は道路網や鉄道網などを活用し、首都圏をはじめ、東北、北陸及び甲信地方といった広範囲への迅速かつ円滑なアクセスを可能としている。

こうした優れた交通網により、主要幹線道路やI C周辺において産業団地が造成されており、本市における産業系用地の需要は高いものとなっている。

また、本市の農業は、首都圏への出荷を主として、平坦地域を中心に古くから二毛作による米麦作や、いちご、トマトを中心とする施設園芸、梨、桃等の生産が盛んに行われており、近年では、ねぎ、アスパラガス等の新品目の生産も拡大している。また、本市を中心に栽培されている伝統野菜である、かき菜も「春を呼ぶ野菜」として親しまれている。このほか、中山間地域においては、そばの生産が盛んであり、農村レストランや農産物直売所などを中心に販売が行われている。

本市の土地利用については、第2次佐野市総合計画の土地利用の基本方針及び第2次国土利用計画佐野市計画のゾーン別の市土の利用の基本方向において、市域を市街ゾーン、田園・集落ゾーン、森林ゾーンに区分し、計画的に整備を進めることとしている。

また、同佐野市計画の利用区分別の市土の利用の基本方向においては、農用地について、優良農地の保全に努め、農業経営の安定化を図るとともに、市土の保全機能や防災上オープンスペースとしての多面的機能を総合的かつ高度に発揮されるよう適切な保全と環境への

負荷に配慮した農業生産を推進することとしている。

こうした方針を踏まえ、立地の優位性等を活かした、ニーズに即した農業の展開を図ることを基本として、優良農地の保全・確保を行う。また、交通利便性の高い地域等においては、周辺環境と調和のとれた産業系用地や地域振興に資する土地利用等、地域の特性に合わせた多面的土地利用を図りつつ、都市型農業を推進する。このほか、最先端技術やスマート農業機械の導入を推進し、省エネルギー化・減農薬による環境負荷低減や農作業の高効率化による品質の向上、生産の安定化等の生産振興を図るとともに、農業の担い手の育成・確保のため、農業経営基盤強化促進法に基づく認定制度の活用や新規就農者支援を行い、農地中間管理機構を活用した担い手への農用地の集積・集約化を推進する。

地域別にみると、佐野地域には、南部を横断する国道 50 号があり、東北自動車道と佐野藤岡 I C で連結していることから、近隣市のみならず、首都圏をはじめとする県外地域からの交通利便性が高い地域となっている。また令和 4 年には、北関東自動車道に出流原スマート I C が設置され、周辺への工場等の進出が想定される。このことより、産業振興、市民生活・文化等を考慮し、長期的展望に立って市勢全体の発展につながるよう、国道 50 号及び国道 293 号をはじめとする主要幹線道路の周辺において、市街化の進展状況に応じ、地域振興に資する土地利用転換を行い、優良農地を確保しつつ、総合的かつ計画的な利用を図る。

田沼地域は、東西を国道 293 号が横断し、北関東自動車道の佐野田沼 I C を有しており、交通利便性が高い地域となっている。佐野田沼 I C 周辺では、工業団地の造成がなされており、産業的需要の高い地域である。このことから、高速道路網を活かした産業振興拠点としての役割が期待される。そのため、優良農地を確保しつつ、佐野田沼 I C 周辺へ製造・物流等の産業の誘導を図り、産業振興拠点としての機能強化を図る。

葛生地域は、全国有数の石灰岩の一大産地となっており、石灰石鉱床の分布に合わせ、鉱山が立地し、国道 293 号を中心に交通利便性が高い地域には、石灰関連企業が立地している。また、葛生北部には優良農地が広がっており、農事組合法人を中心に農地中間管理機構等を活用した、集積・集約化を推進している。北部の農地が広がる地域は、農業振興を図るべき地域とし、周辺環境と調和した適切な土地利用を図る。

上記の土地利用構想に基づく用途別利用の見通しは、次のとおりである。

表 農業振興地域の用途別土地利用の見通し

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 令和4年 2022年	3,775.6	44.1	16.0	0.2	174.0	2.0	4,596.8	53.7	8,562.4	100
目標 令和16年 2033年	3,491.4	40.8	18.1	0.2	202.4	2.4	4,850.5	56.6	8,562.4	100
増減	-284.2		2.1		28.4		253.7		0	

(注)令和4年度「確保すべき農用地等の面積の目標達成状況」調査、農政課推計

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内における現況農用地約 3,775.6ha のうち、a から c のいずれかに該当する農用地で、次の①～④に係る農用地を除く農用地約 3069.2ha について農用地区域を設定する方針である。

- a. 集団的に存在する農用地のうち、10ha 以上の集団的農用地
- b. 土地改良事業またはこれに準ずる事業の受益に係る区域内にある土地
- c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(農用地区域としない地域、地区及び施設の整備に係る農用地)

集落周辺区域内に介在する農用地や山際等で自然的条件などからみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地及び道路沿線市街地として開発が進行しつつある地域の幹線道路沿線農用地

①赤見地区の山麓の農地約 20ha

(傾斜がある山際の低生産地で、今後農用地として存続が困難な農用地)

②堀米地区の山麓の農地約 5ha

(宅地が散在し、傾斜がある山際の低生産地で今後農用地として存続が困難な農用地)

③犬伏地区の山麓の農地約 25ha

(傾斜がある山際の低生産地かつ湿地で今後農用地として存続が困難な農用地)

④佐野地区・旗川地区の主要地方道桐生岩舟線以北の市街化区域と J R 両毛線の間の農地約 15ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑤石塚町北東部に介在する農地約 10ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑥船津川町の農地約 14ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑦佐野各地区の集落区域内に介在する農地約 144ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑧国道 50 号の高萩町地先から植下町地先までの間の沿線農用地約 13ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑨主要地方道佐野古河線の高萩町地先から越名町地先までの間の沿線農用地約 8ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑩田沼地区の県道沿線に介在する農用地 136ha

(宅地が散在し、大区画農地の確保が不可能で今後農用地として存続が困難な農用地)

⑪三好地区の県道沿線に介在する農用地 51ha

(宅地が散在し、狭小農地であり生産性が低い農用地)

⑫野上地区の県道沿線に介在する農用地 62ha

(急傾斜地域の狭小農地であり生産性が低い農用地)

⑬新合地区の県道沿線に介在する農用地 63ha

(急傾斜地域の狭小農地であり生産性が低い農用地)

⑭飛駒地区の県道沿線農用地 8ha

(宅地が散在し、急傾斜地域の狭小農地であり生産性が低い農用地)

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地区域に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地区域に介在し、または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本市においては、開発可能な現況森林、原野等は見受けられないので、現況森林、原野等については農用地区域の設定は行わない。

（２）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業は、首都圏、東北、北陸及び甲信地方への良好なアクセスに恵まれた立地を活かし、平坦地域において古くより米麦の二毛作栽培や、佐野の伝統野菜であるかき菜やいちご、トマトを中心とする施設園芸、梨、桃等の生産が盛んに行われてきた。近年では、ねぎが生産量を増やしてきている。しかし、一方では担い手の高齢化や後継者不足、土地持ち非農家の増加等による非農業的土地利用への転換が加速している。中山間地域においては、こういった状況により、不耕作農用地の増加、野生鳥獣被害の増加等が深刻化し、農用地の維持・保全が困難になりつつある。

こうした現状を踏まえ、非農業的土地利用との調整を図りつつ、市土の保全機能や防災上のオープンスペース等の多面的機能を総合的かつ高度に発揮されるよう、今後も効率的かつ安定的に利用すべき土地として、農業生産基盤整備事業を実施した区域及び計画している区域とその周辺の農用地を主体的に確保するよう努める。

加えて、農地中間管理事業等の活用による担い手への農用地の集積・集約をはじめ、多面的機能支払交付金、経営所得安定対策等の制度の活用や野生鳥獣被害の防止等により、再生可能な荒廃農地解消等、農用地の維持・保全を図るとともに、自動走行農機、ICT 水管理等のスマート農業技術の導入による生産コストの低減や労力の軽減、省エネルギー化・減農薬による環境負荷低減等を促進する。

また、農産物のブランド力強化、地産地消等を推進しながら、地域資源である豊かな自然環境と地理的優位性を組み合わせ、都市と農山村の交流促進等を図るための施策を講じることにより、持続的な発展が可能な農業・農村の振興を図ることとする。

イ 用途区分の構想

各地域の立地条件、自然条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、以下の地区ごとに区分けを行う。また、地域農業者の意向を十分に配慮して、将来あるべき土地利用の方向を見定めつつ農用地の確保を旨として行い、地区ごとの用途区分の構想を次に掲げるとおりとする。

○佐野地域

- ・佐野中央地域(佐野地区、堀米地区、植野地区)
- ・佐野東部地域(犬伏地区、界地区)
- ・佐野西部地域(旗川地区、吾妻地区、赤見地区)

○田沼地域

- ・田沼南部地域(田沼地区、田沼南部地区、栃本地区、田沼北部地区、戸奈良地区、三好地区の一部)
- ・田沼北部地域(三好地区の一部、野上地区、新合地区、飛駒地区)

○葛生地域

- ・葛生南部地域(葛生地区、常盤地区の一部)
- ・葛生北部地域(常盤地区の一部、氷室地区)

(ア) 佐野地域

- a. 佐野中央地域は、植野地区内赤城地区において、土地基盤整備事業が行われており、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化が進められている。土地基盤整備事業区域内の非農用地においては、佐野農業協同組合のライスセンターが設置される予定となっており、米・麦を中心とした土地利用型農業を営農しやすい環境が再整備されつつある。植野地区内には佐野農業協同組合の出荷場や直売所もあることから、周辺農用地において、露地野菜やいちご等の園芸農家も多くある。そのため、農業振興施設を中心として、引き続き、土地利用型農業と施設園芸との複合経営を推進し、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化を進める。

また、国道 50 号沿線においては、東北自動車道佐野藤岡 I C に近接しており、区域の中央を国道 50 号が東西に横断するなど、良好なアクセス性を有しているほか、上下水道や、特別高圧が区域の東西をそれぞれ南北に縦断している等インフラが整備されていること、また、輸送用機器部品製造業や産業用機械器具製造業、食料品製造業等の付加価値の高い製品の製造を担う企業が集積する佐野工業団地や羽田工業団地からも近接している等、企業の進出しやすい条件が整った区域であり、企業からの立地に関する問い合わせが多く寄せられている地区であることから、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域の設定を行った。

この他、本市の国道 50 号沿線開発構想において、田島町・船津川町付近及び飯田町付近にて開発想定エリアの位置づけを行っており、工業系用途の建物が集積する地域と隣接するエリアでは、本市の産業機能強化が見込める。また、市街化区域と隣接するエリアにおいては、観光農園や商業施設等の観光施設が立地し、農業以外の他業種との融合が促されている。

このように、農業の 6 次産業化の推進や観光機能の活性化等が見込めることから、農業政策との調和を図り、周辺農用地への影響を最小限に抑え、産業系用地の開発や農業の 6 次産業化に併せた観光分野との連携等により、地域振興に資する土地利用転換との両立を目指す。

- b. 佐野東部地域は、界地区内馬門地区において、土地基盤整備事業が完了し、農地中間管理機構を活用した集積・集約化が進められており、米・麦を中心とした土地利用型農業を推進する。また、国道 50 号沿線においては、交通利便性が高いこと、佐野プレミアム・アウトレット等の集客力の高い商業施設があることから、既存の農業施設や観光施設を活かし、周辺農用地との調整を図りながら、地域振興に資する土地利用転換との両立を目指す。

- c. 佐野西部地域は、吾妻地区内の国道 50 号と県道 67 号線をつなぐ街道を中心として、果樹農家が多く立地し、梨・桃といった果樹を「佐野のほほえみ」の愛称で盛んに生産されている。そして、その直売所が並ぶことから「フルーツライン」と呼ばれており、シーズン中には、新鮮な果実を求める観光客で賑わっている。この「フルーツライン」を活用し、農業と観光の連携を図る。

また、交通利便性の高い出流原スマート I C や佐野田沼 I C 周辺、国道 50 号沿

線周辺においては、周辺農用地との調整を図りながら、市街化の進展に応じ、地域振興に資する土地利用転換との両立を目指す。

(イ) 田沼地域

- a. 田沼南部地域は、米・麦、露地野菜を中心とした土地利用型農業が盛んに行われている。引き続き、土地利用型農業を推進するとともに、農地中間管理機構を活用した集積・集約化を推進する。

また、交通利便性の高い佐野田沼 I C 周辺、国道 293 号、県道作原田沼線バイパス沿線においては、産業振興拠点としての機能が期待されることから、非農業的土地利用と調整を図りながら、農業と他産業の発展に繋げていく。

- b. 田沼北部地区は、中山間地域となっており、米・麦のみならず、そばといった特産品が生産されている。しかし、農業従事者の高齢化や野生鳥獣被害も多くあり、不耕作農用地が増加傾向である。今後は集落営農組織を中心とし、農地の集積・集約化を図り、周辺農村環境の維持を図る。

(ウ) 葛生地域

- a. 葛生南部地域は、米・麦を中心とした土地利用型農業が行われている。今後も土地利用型農業を中心とした土地利用を促し、農地中間管理機構を活用した集積・集約化を行う。また、幹線道路周辺においては、地場産業を活かした産業振興拠点として、適切な土地利用を図り、周辺環境に配慮された農村環境の維持を進める。

- b. 葛生北部地域は、中山間地域となっており、農業従事者の高齢化により不耕作地が増加傾向である。今後は集落営農組織・農事組合法人を中心として農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進し、周辺農村環境の維持を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし。

2 目標とする農用地等の面積と確保に関する事項

- (1) 基準年（令和 4 年）の農用地区域内の農地（耕地）面積

農地（耕地）面積・・・・・・・・・・3,003.7ha

- (2) 目標年（令和 16 年）までに減少が見込まれる農用地区域内の農地面積

農用地等を農用地以外の用途に供するための農用地区域から除外や荒廃農地の発生について、過去 5 年間のすう勢が今後も引き続き継続した場合を見込むものとする。

農地（耕地）の減少面積・・・・・・・・・・37.2ha

- (3) 目標年（令和 16 年）までに見込まれる農用地区域への編入面積

農振白地地域の農地のうち、10 h a 以上の集団的に存在する農地の一部及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進によって農用地区域に編入する面積を見込むものとする。

農用地区域へ編入促進・・・・・・・・・・12.9ha

(4) 目標年（令和 16 年）までに見込まれる荒廃農地の抑制及び再生面積

農地中間管理機構による担い手への集積・集約化等や多面的機能支払交付金による地域活動の実施により、地域ぐるみの農地保全に関する共同活動の推進によって、今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する。

また、現在もしくは今後発生する荒廃農地については、農業経営の安定化に向けた取り組みによって再生・有効利用を図ることとする。

荒廃農地発生の抑制及び再生面積・・・・・・・・21.9ha

※抑制面積は今後発生が見込まれる荒廃農地を抑制する面積である。

※再生面積は現在発生している荒廃農地を再生する面積である。

(5) 目標年（令和 16 年）において確保される農用地等の面積

農地（耕地）面積・・・・・・・・2,834.0ha

（R 6 面積精査による減分 167.3ha 含）

3 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業生産基盤の整備については、農用地区域を対象に実施することとし、生産性や効率性の向上を目的とした農地の整備、地域の実情に即した農業水利施設の整備・補修、基幹水利施設の維持・保全及び計画的な更新を推進し、施設の長寿命化を図る。併せて、認定農業者や集落営農組織等の拡大を図る。さらに、多面的機能支払交付金制度や中山間地域等直接支払制度の活用により、国土、自然環境の保全機能、美しい農村景観の形成機能等、農地の持つ多面的機能を保全し、活力ある農村地域を目指した整備を推進する。

なお、今後の地区別農業生産基盤の整備の構想は、次のとおりである。

(1) 佐野地域

本地域は、本市農業の主幹となる地域で、601ha の圃場整備が完了しているが、生産基盤未整備地域も残されている。また、吾妻排水機場(受益面積 243ha)、界排水機場(受益面積 380ha)及び佐野用水機場(受益面積 798.8ha)など、基幹的な農業水利施設が整備されている。農村環境計画の地域別整備計画においては、農業生産ゾーンに位置付けられており、農業生産基盤が整備された地域となっている。

今後は、基幹的な農業水利施設の計画的な維持・保全とともに、生産性や収益性の高い農業を展開するため、圃場の大区画化と汎用化に向けた整備を推進する。

(2) 田沼地域

本地域は、南部の平地部、北部の山間部ともに生産基盤未整備地域が多く存在しているので、今後は農地のブロックローテーションなど、農地の高度利用に向けた圃場整備を推進する。また、地域住民と企業との協働活動などによる農村環境の維持・保全を図っていく。

(3) 葛生地域

本地域は、農用地の約 84%の水田が、主に秋山川沿いに一団を形成している。今後はこれらの農用地の保全整備を図っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備促進）（用水改良）	頭首工一式	水代堰	182.4ha	1	
県営農地整備事業（区画整理）	区画整理一式	馬門地区	51ha	2	
県営農地整備事業（区画整理）	区画整理一式	赤城地区	39ha	3	
県営集落基盤整備事業（用水改良）	用水路改修一式	免鳥、庚申塚、大古屋、植下、伊保内、馬門、高山	314ha	4	
県営集落基盤整備事業（排水改良）	排水路改修一式	村上、高橋、上羽田、下羽田、越名沼	104ha	5	
県営集落基盤整備事業（農道整備）	農道改修一式	飯田	4ha	6	

（注）別添・付図2号 農業生産基盤整備開発計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業生産の振興を図るべき農業振興地域においては、食料の安定供給という観点から、集団的に存在する農地や農業生産基盤が整備された優良な農地を、有効な状態で維持・保全していくことが重要である。このため、土地利用率の低下や耕作放棄地の発生等を防止・解消し、農地の効率的な利用を促進するとともに、農業が持つ自然循環機能の維持・増進による環境と調和した農業の実現を図る。

また、農業はその生産活動を通じて、生態系や土壌の保全、水質の浄化、酸素の供給のほか、景観形成など多面的な機能を発揮している。今後も良好な状態で農用地等を保全していくことが重要となる。

中山間地域においては、高齢化に加え、地理的な条件などにより、担い手の減少が進んでいる。また、有害鳥獣による農作物への被害などが、耕作意欲の低下を引き起こし、不作付け農地が増加している。

このため、市単独土地改良事業等による各地域の農業生産条件整備支援や営農活動への支援を行いながら、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進し、多面的機能支払交付金等の各種補助事業、支援策を活用した地域ぐるみの活動により、農用地の適切な保全に努める。

2 農用地等保全整備計画

特になし。

3 農用地等の保全のための活動

市、栃木県農地中間管理機構、(公財)佐野市農業公社による農用地等の管理・耕作等への支援や佐野市農業再生協議会による経営所得安定対策、地域計画により、認定農業者や集落営農組織等への農地の集積・集約や、集落協定に基づく耕作放棄地の解消、農業者あるいは地域ぐるみの農村資源の保全など、農用地等の機能低下を防止するための活動を促進する。

また、離農農家等の農地や耕作放棄地等については、農地中間管理事業等の推進により、農業委員会等との連携を図りながら規模拡大、担い手農家等への集積・集約などを進め、耕作放棄地の発生を未然に防ぐ。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

田沼地域の山間部における農業と林業の振興は、不可分の関係にあり、森林整備、さらに基盤整備等により、農林業のコスト低減を推進する。また、農業と林業の通年での労働力の調整、林産物の利用促進により総体的に所得の増大を図り、農業経営との相互振興を図る。

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の 効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、水稻を基幹にした野菜・果樹等の複合経営で構成されており、近年は兼業農家の割合が増加し、さらに小規模経営農家の高齢化とともに、担い手の確保は厳しいものとなっている。

今後は、産業構造の変化に対応して、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を積極的に推進するものとする。

このため、次の取り組みを基本として、効率的かつ安定的な農業経営の確立を支援するとともに、将来的にこれらの農業経営に取り組む経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

ア 農地中間管理機構を活用した利用権の設定等により、農地の集積・集約化を促進させ、経営規模の拡大を図る。

イ 効率的な経営を実践している認定農業者や生産組織については、経営の法人化を促進する。

ウ 中核的農業者の営農類型は、米・麦を中心に大豆・施設園芸・そば等による効率的な複合経営を目標とし、需要に即応した収益性の高い作物の導入など、経営感覚の優れた経営体の育成を図る。

エ 畜産については、堆肥の広域的利用を推進するとともに、低コスト生産により経営の安定を図る。

オ 特に中山間地における集落営農の組織づくり及び育成を推進し、6次産業化を目指すとともに、農地の保全、生産性の向上、後継者の育成など、農業者の高齢化等に伴う問題の解決を図る。

カ 10年後を見通した育成すべき農業経営体の目標及び目指すべき農業構造の明確化し、農業経営基盤強化促進法第12条に基づく農業経営改善計画の認定制度を推進するとともに、地域の話合いに基づき作成された地域計画の目標地図のもと、農地の集積・集約化が重点的に実施されるよう努め、目標とすべき経営体の育成を図る。

●効率的かつ安定的な経営体の育成目標

[個別経営体]

営農類型	目標規模	作目構成	戸数	集積目標
水稻＋麦	8.0ha	水稻 8.0ha 麦類 8.0ha	242 戸	50%
水稻＋麦＋大豆	8.0ha	水稻 5.0ha 麦類 8.0ha 大豆 3.0ha		
水稻＋麦＋そば	10.0ha	水稻 5.0ha 麦類 5.0ha そば 5.0ha		
いちご	0.6ha	いちご 0.5ha		
いちご＋ 水稻＋麦	5.0ha	いちご 0.4ha 水稻 3.5ha 麦 3.5ha		
冬春トマト	0.46ha	冬春トマト 0.46ha		
冬春きゅうり ＋秋きゅうり	0.45ha	冬春きゅうり 0.45ha 秋きゅうり 0.45ha		
なす＋水稻＋ 麦	5.4ha	露地なす 0.2ha 水稻 4.0ha 麦類 4.0ha		
ねぎ＋水稻＋ 麦	4.7ha	ねぎ 0.7ha 水稻 4.0ha 麦類 4.0ha		
なし＋もも	1.7ha	なし 1.2ha もも 0.5ha		
酪 農	4.0ha	成牛 45 頭		
肉牛＋水稻＋ 麦	3.0ha	黒毛和種 65 頭 水稻 1.8ha 麦類 3.0ha		

養鶏	—	採卵鶏 15,000羽		
----	---	-------------	--	--

[組織別経営体]

営農類型	目標規模	作目構成	戸数	集積目標
水稻＋そば＋ 麦	32.0ha	水稻 15.0ha そば 10.0ha 麦類 7.0ha	17戸	50%

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の地理的、経済的、社会的諸条件及び都市計画区域、土地基盤整備等の計画を十分考慮の上、農地中間管理機構の活用により、農用地の効果的な活用を図る。

まず、生産・経営構造対策として、地域農業の振興・発展の核となる認定農業者や営農集団を支援し、経営所得安定対策加入、農作業の受委託、共同化等を推奨し、個々の経営体の規模拡大を推進する。

農用地の利用集積については、栃木県農地中間管理機構及び(公財)佐野市農業公社が主体となり、農地が円滑に移動できるよう、積極的に斡旋するものとする。

また、中山間地域においては、地元のむらづくり団体の活動を支援し、地域の特産品を使用した農村レストランや直売施設の運営により、地域農業の振興と農地の効率的な利用への誘導を図る。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 基本方針

本市における農業経営の育成については、佐野市農業再生協議会を中心に関係機関・団体等との連携を強化し、個別及び組織活動に対し幅広い支援を積極的に行うことで、認定農業者、農業経営体への農地利用集積・集約を図りながら規模拡大を進め、地域の実態に即した農業経営を確立する。

また、各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員による担い手の掘り起こし作業、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業、農地中間管理事業により農用地の流動化を促進するとともに、集落営農組織による農作業受委託事業を広く普及し規模拡大を図り、集落営農組織の法人化を推進することで組織強化を図る。

さらに、令和6年度中に策定される「地域計画」に基づき、規模拡大を指向する農業者や集落営農組織への集積・集約化を推進する。

(2) 重点的に推進しようとする方策

ア. 土地利用型農業の育成

地域の農業経営体を中心とした集落営農組織等を積極的に育成し、農用地の利用調整のため、農業経営基盤強化促進事業、農地移動適正化あっせん事業、農地中間管理事業等により、農業経営体への農地の集積・集約を行う。

また、以下の①～③に必要な利用権の設定や農作業受委託等の促進を図ることで経営規模の拡大と生産性の向上に努める。

- ①農用地の高度利用を図るため、作目別作付地の集団化、保全管理水田を含む不耕作地の有効活用及び麦類等の裏作の導入を促進する。
- ②農作業の効率化を図るため、農作業の共同化、機械の共同利用、作業単位の拡大、作期の調整及び作付地の集団化を促進する。
- ③地力の維持増進、連作障害の防止等を図るため、耕種農家と畜産農家が連携し、稲わら交換により堆肥等の有効活用を促進する。また、農地の集積・集約化が難しい中山間地域では、野生鳥獣被害への対策を講じながら競争力の高い作物の導入及び作付農用地の団地化や二毛作等を推進し、生産性の高い農業経営を促進する。

イ. 施設利用型農業の育成

野菜作を中心とする施設利用農業については、一帯的な作物の振興を図ることで作付地の団地化を推進するとともに、連作障害による作柄の不安定化を解消するため、連作障害に強い品種や品目の導入を進めながら、地力の維持増進を行う。

ウ. 地域外から担い手受入れの推進

地域の担い手や後継者不足に悩む中山間地域においては、地域外から新規就農者や農業法人等の担い手を受入れ、生産農地を確保することによって、農産物の新たな主産地形成を目指す。

エ. スマート農業の推進

農業現場では、人手の確保とともに、農業の省力化や負担の軽減が重要な課題であり、ロボット、ICT、IoT 等の先端技術を活用したスマート農業による課題の解決や、農業経営の最適化・効率化の推進を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

田沼地域・葛生地域においては、山間部における農業と林業の振興は不可分の関係にあり、林業との連携や6次産業化に向けた取り組みを検討する。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、恵まれた立地条件と農業者の創意と工夫によって、首都圏への安定的な食糧の供給基地としての役割を果たしている。今後さらに高能率な農業を展開していくため、農業生産基盤の整備を総合的に推進するとともに、農地の効率的な利用を図っていく。

また、認定農業者の規模拡大及び集落営農の組織化を進めることにより、農業機械・施設の有効利用や効率的利用による生産性の向上を図っていく。さらに、主産地形成を目指し、品質の向上を図り、省力化技術の導入や大型機械の導入により作業の一貫体制の確立を図っていく。

(1) 地域別

ア 佐野地域においては、高能率な農業を展開するため、農業生産基盤を整備して農地の効率的な利用を図るとともに、地域の特性に即した営農類型の確立を目指すものとする。

イ 田沼地域においては、稲作を中心とした生産性の高い土地利用型農業を推進するとともに、地域の立地条件に即した転作作物の生産、園芸振興などを目指すものとする。

ウ 葛生地域においては、基盤整備と並行し、生産組織及び生産技術の体系がほぼ整備されている。畑地利用については、特産物のそばの機械化を目指すものとする。

(2) 作物別

ア 水稻

米は、農業の基幹作物として位置付けられるものであり、生産調整の計画的推進と需要の動向に応じた計画的作付けを誘導していく。そのためにも、需要と販売に対応した品種別生産誘導、マーケットニーズに対応した新品種を選定するとともに、生産組織の育成強化、土地基盤・機械・施設の整備等を推進し、併せて省力化技術の導入、共同機械利用、農地の流動化等により、生産の合理化を推進し、経営の安定を図る。

イ 麦類

麦類は、米に次ぐ基幹作物であり、二条大麦及び小麦等が生産されている。水田裏作として多く生産され、また重要な転作作物でもある。そこで、水田における土地利用型作物の主要作目として位置付け、需要動向に応じた品質と生産性の向上を基本に、作付けの拡大を図る。このため、地域に応じた集団化及び団地化に努めるとともに、機械施設の効率的利用の推進、共同乾燥施設の利用を促進する。併せて、米と麦、そば、大豆の輪作体系を中心とした水田農業と合理的な転作体系等を確立する。

ウ 大豆

大豆は、転作推進上の基幹作物であり、麦との組み合わせにより安定した水田農業経営を確立するための重要作物である。連作障害や湿害を回避し、安定した生産を図るため、団地化、ブロックローテーションを前提とした作付けの拡大を進めるとともに、実需者の求める品種の導入を図る。また、機械化一貫作業体系による省力化、低コスト化を図るとともに、共同調整施設の整備を推進し、大規模経営農家や大豆集団の育成を進める。

エ 飼料作物

飼料作物については、水田の有効利用という観点から、地域性を踏まえた作付けの拡大を図る。作付けに当たっては、地域に適した草種・品種を導入し、栽培技術を高めることにより、単収及び品質の向上を図る。また、大型機械体系の導入による作業の効率化、低コスト化を促進するとともに、機械の共同利用、飼料作物生産受託組織の育成等を通して、飼料作物生産の組織化を推進する。

オ 野菜類（園芸作物）

首都圏における生鮮食料品の供給基地として、いちごをはじめ、きゅうり、なす、トマト、ねぎ、かき菜などが生産されている。今後ますます需要の増大が期待される野菜の生産について、生産力の向上や低コスト化、周年供給を目指した高性能生産施設・機械の整備、ICT や最新装置を活用した次世代型の園芸施設の整備を促進するとともに、消費者ニーズに即応し、品質、鮮度、GAP（農業生産工程管理）による安全性向上等、地理的優位性を活かした契約取引等、多様な販路の拡大を図る。

カ 果樹・花き

果樹については、需要動向に即応した計画生産の拡大を進めるため、梨、桃、いちじく等の優良品種への更新を推進するとともに、規格の統一による共同販売の強化や観光農園の推進を図る。また、生産性の高い園地の整備を促進するため、適地適作の推進や老木園の改植を進めるとともに、未収益期間短縮の早期成園化技術や高品質果実の省力的生産技術としてジョイント栽培等の導入を推進する。

花きについては、既存施設の回転率を高めるとともに、簡易な施設でも栽培できる品目を選定し、新規産地の形成を促進し、様々な流通に対応できる集出荷施設の整備や輸送体制の構築を推進する。また、先端技術の活用による低コスト生産体制の確立にも努める。

キ 畜産

酪農、肉用牛生産、採卵鶏生産の振興を図るためには、可能な限り生産性の向上を図るとともに、流通・加工の合理化を促進し、農家所得の確保に配慮しつつ、適正な価格での供給に努めることが必要である。畜舎や機械の近代化に努め、家畜排せつ物処理と利用施設の整備を促進するとともに、耕種農家との連携、飼料自給率の向上等、総合的な畜産環境の整備、広域的堆肥利用の拡大と資源循環の促進により、畜産振興を推進する。

ク そば

転作作物として定着しており、地域特産品として生産の拡大と技術的向上を推進し、基幹作物としての地位を確保する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	受益面積	対図番号	備考
低コスト対候性ハウス(改修)	大古屋町 1 棟 (1,898 m ²)	0.18ha	1	

(注) 別添・付図3号 農業近代化施設整備計画図

3 森林の整備その他林業の振興との関連

零細な林家個人で、林業機械を導入し森林施業を行うことは非常に困難であるため、施業の多くは、森林組合等が受託して行われている。そこで森林組合等林業事業体では、生産性を向上させ生産コストの低減を図る必要があることから、高性能林業機械の導入による新たな機械化作業システムの定着に努めることとする。

特用林産物のうちシイタケの生産については、いずれも小規模な個人経営であり生産量も横ばいである。今後は原木ほだ木の安定的供給、菌床栽培の導入、経営の共同・合理化及び品質の向上を図ることとする。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

魅力とやりがいのある農業の持続的発展のためには、認定農業者はもとより、女性農業者や青年農業者、高齢農業者などの多様な担い手が地域農業を支えることが重要である。

今後は地元のみならず、都市からの新規就農者などの定住等を視野に入れ、農村地域の定住環境整備や地域住民の受け入れ体制の整備に努め、各種支援を推進する。

意欲的に農業を経営する担い手には、認定農業者への誘導を行うとともに、営農技術の習得や研修等の機会の充実を図ることを目的とした育成・研修施設等の整備を推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

地域	事業の種類	事業の内容	窓 口	対象者	備考
全域	安足地域就農支援ネットワーク会議	新規就農に関する相談・支援、総合情報の発信等	佐野市役所 佐野農業協同組合 安足農業振興事務所	就農希望者	佐野市 佐野市農業委員会、 佐野市農業協同組合、 安足農業振興事務所 と連携
全域	佐野市新規就農塾	新規就農支援・研修等	佐野農業協同組合	就農希望者	佐野市 佐野市農業委員会、 安足農業振興事務所 と連携

3 農業を担うべき者のための支援の活動

発展的な農業経営を行う担い手の意欲を高めるために、農業経営基盤強化促進事業やその他の事業を実施し、総合的な支援を行う。

土地利用型農業による経営の拡大を目指す担い手に対しては、栃木県農地中間管理機構及び（公財）佐野市農業公社による農地の利用権設定、土地取得に関して制度資金の活用や利子補給等の支援を行う。

また、佐野市農業再生協議会が行う支援事業や啓発事業等の情報を提供し、担い手の資質向上を目指す。

なお、園芸振興に関しても、生産・出荷施設の効率的な整備など、担い手に対する支援を行う。さらに、地域で生産される農産物や加工品の量的拡大と質的向上を図るとともに、マーケティング活動を支援する。「佐野市食育推進計画」による食育の推進を図りながら、農業教育に取り組んでいく。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種作業の受委託の拡大等を図り、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努め、林業従事者に対し技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格の取得を目指すこととする。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市における農業の兼業率は高く、とりわけ第2種兼業農家が大半を占め、農家所得のうち農外所得に依存する傾向も高くなっており、今後もその傾向が続くものと推測される。若年層の農業離れから、農業従事者の高齢化が目立っており、労働力が全般的に弱体化してきている。特に中山間地域においては、若年労働者等の地域外への流出が続いている。

そのため、農業作業条件を改善する点から、農業生産基盤整備及び近代化施設の整備を進めて農業者の営農活動を支援するほか、集落の話し合い等を通じて、認定農業者等への土地集積を図る。

将来の農業従事者の確保に向けては、専業農家及び自営兼業農家の経営安定化のための支援や、新規参入者が定着できるよう、引き続き関係機関が連携し就農環境の整備に取り組む。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農村地域における就業機会の確保と増大を図るため、農業の経済的基盤の強化と生活環境の整備を推進することにより、魅力ある農村社会の形成を目指す。

そのため、担い手への農地の集積・集約による経営の高度化、6次産業化、農業経営の法人化等を推進し経営の安定化を図り、雇用の受け皿となる経営体を育成する。

新規参入者については、農用地の確保等の就農支援に努めて農業への定着を結びつけ、地域計画における担い手に位置づけ、各種支援制度の活用推進により担い手として育成する。

また、販売農家の過半を第2種兼業農家が占めていることから、兼業農家の農外就業が安定することにより、若年層の農村地域から都市地域への人口流出が減少し、将来の事業継承へ結びつくと考えられるため、若年層の農業就業を促進するとともに、企業誘致や地場産業の振興を推進し、地元における農業従事者の安定的な就業機会の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

特になし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家の大部分は小規模所有者であり、林業のみで生計を維持することは困難なため、林業施業の共同化等を通じて合理化を進め、農業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、路網整備や生活環境の総合的整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

兼業化、混住化、過疎化の進行の中で、地域住民の職業や生活意識が多様化し、集落内の連帯感の衰退が見られることに加え、若年層の農村離れによる農業労働力の高齢化等、農業、農村をめぐる環境は厳しい状況にある。このような中で、生産面だけでなく、定住基盤としての農村環境を整備することにより、意欲ある認定農業者等の専業農家と兼業農家、そして非農家との連帯感の醸成を図ることが一層重要である。

そのため、農村公園、集落道、集落排水路、生活排水処理施設等の集落の環境整備などを推進することにより、農業従事者の生活環境の向上を図る。地域住民の参加のもとに、それぞれの地域の特色を活かした魅力ある農村社会を形成するとともに、次代の農業を担う農業後継者の育成・確保に努める。

2 生活環境施設整備計画

特になし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の居住地域周辺には里山林が広がっている。里山林は地域住民に継続的に利用されることにより維持・管理されてきたものであるが、生活環境の変化から放置され荒廃している。里山林の荒廃により、土砂災害等国土保全上の劣化、獣害等の被害、生物多様性の減少など、さまざまな生活環境上の問題が起きていることから、里山林の整備を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし。